

事務連絡
平成 28 年 4 月 5 日

管内介護福祉士実務者養成施設の長 様

神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課

実務者研修における他研修等修了による科目の修了認定を受ける者の
の修業年限の変更について

1 他研修等修了者の修業年限の設定について

他研修等修了により実務者研修の科目修了認定を受ける者の修業年限については、6ヶ月以上から1ヶ月以上に短縮されましたが、修了した研修の課程により免除となる科目数は大きく異なり、必要な研修時間数も大きく異なることから、修業年限の見直しに関しては、単純に1ヶ月にするのではなく、受講が必要な科目数・時間数に応じて適切に設定をしてください。

(修了した研修課程別の修業年限の目安)

修了した研修等	必要な実務者 研修受講時間数	介護過程	修業年限の 目安
介護職員基礎研修	50 時間 + 医療的ケア演習		1 月以上
訪問介護員養成研修 1 級	95 時間 + 医療的ケア演習	有	1 月以上
介護職員初任者研修 訪問介護員養成研修 2 級	320 時間 + 医療的ケア演習	有	4 ヶ月以上
訪問介護員養成研修 3 級	420 時間 + 医療的ケア演習	有	5 ヶ月以上
喀痰吸引等研修	400 時間	有	5 ヶ月以上
認知症実践者研修	420 時間 + 医療的ケア演習	有	5 ヶ月以上

* 介護過程 スクーリング日数 7 ~ 8 日程度

* 医療的ケア演習 1 日 ~ 2 日程度

2 修業年限の変更に係る変更届の提出について

今回の学則（修業年限）の変更については、当面の間「変更承認申請」ではなく「変更届」で足りるものとなっておりますが、受講希望者からの問合せ対応等本県で事前に変更内容を把握しておく必要がありますので、変更決定後速やかに事前に変更届を提出するようにしてください。

問い合わせ先
福祉介護人材グループ 川田
電話 045-210-4755